

# 兵庫県公報

平成26年6月12日 木曜日 第2号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

## 目次

規 則	ページ
環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則（温暖化対策課）.....	1

## 公布された法令のあらまし

### ●環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第24号）

- 1 環境の保全と創造に関する条例の一部改正により、規則で定める特定規模排出事業者から提出される温暖化の原因となる物質（以下「特定物質」という。）の排出の抑制に関する計画（以下「特定物質排出抑制計画」という。）等の概要を公表することとすることに伴い、当該特定規模排出事業者を定めることとした。
- 2 地球の温暖化の防止に資するため、特定物質排出抑制計画を提出しなければならない工場等を追加するとともに、事前に届出を行うこと等により特定物質の排出の抑制のために必要な措置を効果的に講ずることができる事業を整理する等所要の整備を行うこととした。
- 3 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正により、同法の温室効果ガスの排出の抑制の対象物質に三ふっ化窒素が追加されたことを踏まえ、所要の整備を行うこととした。

## 規 則

環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年6月12日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第24号

#### 環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則

環境の保全と創造に関する条例施行規則（平成8年兵庫県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第45条第1項に次の1号を加える。

(4) 三ふっ化窒素

第45条第2項を次のように改める。

2 条例第142条の2第1項に規定する規則で定める工場等は、次の各号のいずれかに該当する工場等とする。

- (1) エネルギー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。第4項及び第45条の4第1項第1号において同じ。）の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）の使用量について、次のアからウまでに掲げるエネルギーの区分に応じ、それぞれアからウまでに定める方法により原油の数量に換算した量を合算した量（以下「原油換算エネルギー使用量」という。）が、1,500キロリットル以上である工場等  
ア 前年度において使用した燃料 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号。以下この号において「省令」という。）第4条第1項に規定する方法  
イ 前年度において他人から供給された熱 省令第4条第2項に規定する方法  
ウ 前年度において他人から供給された電気 省令第4条第3項に規定する方法
- (2) 原油換算エネルギー使用量が500キロリットル以上1,500キロリットル未満であって、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第2項に規定するばい煙発生施設（専ら非常時において用いられるものを除く。）を設置している工場等
- (3) 排出したハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄又は三ふっ化窒素のいずれかの量を二酸化炭素に換算した量が前年度の12月31日以前の1年間当たり3,000トン以上である工場等

第45条第4項中「掲げる事項」の右に「(第2項第2号に掲げる工場等にあつては、第4号及び第5号に掲げる事項を除く。)」を加える。

第45条の3を次のように改める。

(特定物質排出抑制計画等の公表の対象)

第45条の3 条例第142条の4第2項に規定する規則で定める特定規模排出事業者は、第45条第2項第1号又は第3号に掲げる工場等を設置し、又は管理している者及び同条第3項に規定する自動車運送事業者とする。

第45条の3の次に次の1条を加える。

(特定事業の実施の届出等)

第45条の4 条例第143条第1項に規定する規則で定める規模は、次の各号のいずれかに掲げる規模とする。

- (1) エネルギーの使用量を第45条第2項第1号に規定する方法に準じて原油の量に換算したものが1年間当たり1,500キロリットル
  - (2) 排出するハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄又は三ふっ化窒素のいずれかの量を二酸化炭素に換算した量が1年間当たり3,000トン
- 2 条例第143条第1項に規定する規則で定める事業は、次の各号のいずれかに掲げる事業とする。
- (1) 前項各号に定める規模以上の工場等を設置し、又は増設する事業
  - (2) 工場等を増設する事業であつて、増設後の工場等の規模が前項各号に定める規模以上となるもの(前号に掲げる事業を除く。)
- 3 条例第143条第2項の規定による届出は、温暖化防止特定事業実施届(様式第34号)によってしなければならない。

様式第34号中「第45条の3」を「第45条の4」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第45条第1項に1号を加える改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の環境の保全と創造に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第45条第2項第3号及び第45条の4第1項第2号の規定の適用については、平成27年3月31日までの間、これらの規定中「六ふっ化硫黄又は三ふっ化窒素」とあるのは、「又は六ふっ化硫黄」とする。
- 3 次に掲げる者(この規則の施行の日前に環境の保全と創造に関する条例(平成7年兵庫県条例第28号。以下「条例」という。)第142条の2第1項の規定により特定物質排出抑制計画を提出した者を除く。)に対する改正後の規則第45条第5項の規定の適用については、同項中「工場等が第2項の工場等に該当することとなった年度又は自動車運送事業者が第3項の自動車運送事業者に該当することとなった年度の7月31日」とあるのは、「平成26年12月26日」とする。
  - (1) この規則の施行の際現に改正後の規則第45条第2項第2号又は第3号に規定する工場等を設置し、又は管理している者
  - (2) 平成26年度に改正後の規則第45条第2項第1号に規定する工場等に該当することとなった工場等を設置し、又は管理している者
  - (3) 平成26年度に改正後の規則第45条第3項に規定する自動車運送事業者に該当することとなった者
- 4 平成25年度において講じた措置の結果に係る条例第142条の3第2項の規定による報告に対する改正後の規則第45条の2の規定の適用については、同条中「7月31日」とあるのは、「12月26日」とする。